

★ こんなときはどうしたらいいの?? ★

● 工事店のQ&A ●

Q. 1 町内で給水装置工事(排水設備等の工事)を依頼されました。現在、指定工事店の登録がされていないので申請をしたいのですが・・・

A. 給水装置工事・排水設備工事等とも適合条件を確認し、必要書類を添付のうえ厚真町建設課上下水道グループまで申請書を提出してください。

(1) 厚真町指定給水装置工事事業者の場合

申請書類	適合条件(規則第5条)	添付書類
指定給水装置工事事業者指定申請書	<p>① 事業者ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>② 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 切断用の機械器具 イ 加工用の機械器具 ウ 接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 エ その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者</p>	<p>① 誓約書(適合条件の③にいずれにも該当しない者であることを誓約する書類)</p> <p>② 法人の場合・・・ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本 個人の場合・・・ 住民票の写し</p> <p>③ 機械器具調書</p> <p>④ 給水装置工事主任技術者選任(解任)届出書</p>



申請が認められましたら、町からこの『厚真町簡易水道指定給水装置工事事業者証』を交付します。その際、10,000円の新規登録手数料がかかりますので、送付された納入通知書により納めてください。

(2) 厚真町排水設備指定工事店の場合

申請書類	適合条件(条例第6条の3)	添付書類
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指定工事店指定申請書(新規・更新)</p>	<p>① 営業所ごとに、責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</p> <p>② 工事の施工に必要な設備及び器材を有する者であること。</p> <p>③ 北海道内に営業者がある者であること。</p> <p>④ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 第6条の12第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者</p> <p>ニ 法人であって、その役員のうちイからハマでのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>① 適合条件の④にいずれも該当しないものであることを証する書類</p> <p>② 法人の場合 ……</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 定款または寄附行為</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 登記簿謄本</p> <p>個人の場合 ……</p> <p style="padding-left: 20px;">住民票の写し</p> <p>③ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取り図</p> <p>④ 専属することとなる責任技術者の第6条の8の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>⑤ 工事の施工に必要な設備及び器材を有することを証明する書類</p>

平成25年1月31日

指 定 工 事 店 証

厚真町長 宮坂 尚市朗 印

下記の者を、厚真町公共下水道条例施行規則第14条の規定により、厚真町公共下水道排水設備指定工事店として指定する。

指定(登録)番号	100
指定工事店名 (商号)	株式会社 ○○建設
営業所所在地	勇払郡厚真町京町777番地
代表者氏名	代表取締役 北海 太郎
指定の有効期間	25年 1月31日 ~ 31年 3月31日

申請が認められましたら、町からこの『排水設備指定工事店証』を交付します。その際、10,000円の新規登録手数料がかかりますので、送付された納入通知書により納めてください。

Q. 2 町内で排水工事を行うのに、責任技術者の登録をしたいのですが・・・

A. 指定工事店は町に登録した責任技術者でなければ排水設備等の工事を行うことができませんので、必ず申請をしてください。

申請書類	添付書類
責任技術者 登録申請書 (新規・更新)	① 住民票の写し ② (社)日本水道協会北海道支部が行う責任技術者認定試験に合格したことを証する書類、または更新講習を受講したことを証する書類 ③ 写真(最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm横2.5cm)1枚

責任技術者証	
氏名	北海 太郎
生年月日	昭和52年1月1日
現住所	厚真町字上厚真777
有効期間	平成29年3月31日
登録番号	777
専属工事店商号	株式会社 ○○建設
専属工事店	同上
登録番号	7777777
写真	厚真町長 宮坂 尚市朗 印

異動事項	年月日	専属工事店名	専属工事店登録番号	備考
	記			
事				

※ 本証に関する責任技術者の責務

- 排水設備の工事に関する業務に従事するときは、本証を常に携帯し、要求があったときは提示しなければなりません。
- 本証をき損、紛失したときは直ちに再交付を受け、また住所、氏名に移動があったとき、届け出なければなりません。
- 登録を停止、又は取り消されたときは、本証を遅滞なく提出し、又は返納しなければなりません。

申請が認められましたら、町からこの『責任技術者証』を交付します。その際、1名につき3,000円の新規登録手数料がかかりますので送付された納入通知書により納めてください。

Q. 3 会社の住所が変更になりました。何か手続きはありますか？

A. 住所だけでなく会社の名称、代表者や役員が変更になったとき等は手続きが必要になります。

(1) 給水装置工事事業者の場合

申請書類	変更するもの	添付書類	提出期限
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	①事業所の名称及び所在地	なし	変更のあった日から30日以内
	②氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名	法人・・・定款または寄附行為及び登記簿謄本 個人・・・住民票の写し	
	③法人にあっては、役員の氏名	誓約書、登記簿謄本	
	④主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	なし	

(2) 排水設備指定工事店の場合

申請書類	変更するもの	添付書類
指定工事店異動届	①指定工事店の名称、所在地 又は法人にあっては、その代表者の氏名	個人・・・ ①住民票の写し ②指定工事店証 法人・・・ ①定款又は寄附行為 ②登記簿謄本 ③指定工事店証
	②法人にあっては、その役員の氏名	①登記簿謄本 ②誓約書
	③専属する責任技術者の氏名	責任技術者の写し

Q. 4 責任技術者の住所が変更になったのですが、何か手続きはありますか？

A. 『責任技術者証書換交付申請書』を ①住民票の写し ②責任技術者証 を添付し提出してください。

Q. 5 事業を廃止することになったのですが、何か手続きはありますか？

A. 事業を廃止、休止、または再開するときは手続きが必要になります。

(1) 給水装置工事事業者の場合

申請書類	どんなとき	添付書類	提出期限
指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書	① 事業を廃止するとき	交付されている	廃止、休止の日から 30日以内
	② 事業を休止するとき	指定工事事業者証	
	③ 事業を再開するとき	なし	再開の日から10日以内

(2) 排水設備指定工事店の場合

・『指定工事店(休止・廃止・再開)届』を提出してください。なお添付する書類はありません。

Q. 6 指定工事事業者証(指定工事店証、責任技術者証)を失くしてしまいました。再交付できますか？

A. 各証を汚損、紛失したときは再交付できますので申請をしてください。

(1) 給水装置事業者の場合

・申請書はありませんので、厚真町建設課上下水道グループへご連絡ください。

(2) 排水設備指定工事店の場合

・『指定工事店証再交付申請書』を提出してください。破損、汚損のときは『指定工事店証』を添付してください。

(3) 責任技術者証の場合

・『責任技術者証再交付申請書』を ①住民票の写し ②写真(最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm 横2.5cm)を添付し提出してください。

Q. 7 給水装置工事主任技術者を変更したいのですが・・・

A. 現在の主任技術者を解任し新たに選任する場合、事由が発生した日から14日以内に『給水装置工事主任技術者選任・解任届出書』を提出してください。

★★ 排水設備指定工事店と責任技術者は更新があります ★★

☆排水設備指定工事店☆
☆☆有効期間は5年です☆☆

☆ 責任技術者 ☆
☆☆有効期限は4年です☆☆

有効期間満了にともない引き続き指定登録する場合は、ともに有効期間が満了する30日前までに更新の申請を行います。有効期限が近くなりましたら、町から更新のご案内をしますので手続きを行ってください。